

改正

平成 8 年10月15日規則第63号
平成10年 3 月31日規則第33号
平成12年 7 月18日規則第112号
平成13年 3 月 9 日規則第26号
平成14年 3 月 8 日規則第10号
平成17年 7 月 1 日規則第53号
平成17年 9 月30日規則第72号
平成17年11月 1 日規則第80号
平成17年11月25日規則第86号
平成18年 6 月23日規則第83号
平成21年 3 月24日規則第20号
平成31年 3 月15日規則第 2 号
令和元年 9 月27日規則第24号

山形県青少年保護条例施行規則をここに公布する。

山形県青少年健全育成条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形県青少年健全育成条例（昭和54年 3 月県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害興行の指定等の掲示)

第 2 条 条例第 7 条第 3 項の規定による掲示は、別記様式第 1 号によるものとする。

(図書類の有害指定基準)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部をぼかし、又は塗りつぶして表現しているとみられるものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態で次のいずれかに該当するもの
 - イ 陰部を誇示し、又は露出した姿態
 - ロ 自慰の姿態
 - ハ 排泄（せつ）の姿態
 - ニ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - イ 男女の性交
 - ロ 強姦（かん）その他の陵辱行為
 - ハ 同性間の性行為
 - ニ 陰部、臀（でん）部又は女性の胸部を手、足、口又は有害特定がん具その他のもので触れる性行為（挿入する行為を含む。）
 - ホ 嗜（し）虐的又は被虐的な性行為
 - へ 獣姦（かん）その他変態的な性行為

2 条例第 8 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面とする。

(有害図書類の陳列方法)

第 4 条 条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する容易に青少年の目に触れない措置とは、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 壁、カーテン等で青少年が自由に出入りできないようにすること。
- (2) 一冊ごとにビニール等で包装し陳列すること。
- (3) おおむね150センチメートル以上の高さに陳列すること。
- (4) 背表紙のみが客に見えるように陳列すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める措置

2 条例第8条の2第2項に規定する表示は、別記様式第2号によるものとする。
(特定がん具類の有害指定基準)

第5条 条例第10条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有する物品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造又は機能を有する物品で、電動式のバイブレーターを内蔵し、又は装着できる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ人形になるものを含む)。
(自動販売機等の設置に係る届出等)

第6条 条例第10条の3第1項に規定する届出書は、別記様式第3号によるものとする。

- 2 前項の届出書には、自動販売機等管理者に第10条の4第2項の権限を与えていることを証する書面及び自動販売機等の設置場所の提供者が設置場所の提供を承諾した旨を証する書面を添付するものとする。
- 3 条例第10条の3第2項に規定する届出書は、当該届出書に係る自動販売機等による販売又は貸付けの中止に係るものにあつては別記様式第4号に、変更に係るものにあつては別記様式第5号によるものとする。
- 4 新たな自動販売機等管理者を置く場合及び自動販売機等の設置場所の提供者が変わつた場合の前項の届出書には第2項の規定を準用する。
(自動販売機等の表示)

第7条 条例第10条の3第4項の規定による表示は、別記様式第6号によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第8条 条例第11条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- (2) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第15条ただし書に規定する申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、条例第11条の5第2項に規定する書面等を提出しなければならないこと。
(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第9条 条例第11条の5第2項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由(青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあつては、第3号に掲げる理由に限る。)とする。

- (1) その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
 - (2) その保護する青少年が心身に障がいや病気を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。
 - (3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。
- 2 条例第11条の5第2項に規定する書面等に記載し、又は記録する事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 申出年月日
 - (2) 保護者の氏名、住所及び連絡先
 - (3) 前項に規定する正当な理由
(公表の方法)

第10条 条例第11条の5第5項の規定による公表は、山形県公報への登載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(多数の青少年が利用する施設)

第11条 条例第17条の2第1項に規定する規則で定める施設は、別表のとおりとする。

(身分証明書)

第12条 条例第25条第4項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第7号によるものとする。

附 則

この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月15日規則第63号)

この規則は、平成9年2月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第33号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月18日規則第112号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月9日規則第26号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月8日規則第10号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日規則第72号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月1日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年11月25日規則第86号)

この規則は、平成17年11月26日から施行する。

附 則 (平成18年6月23日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日規則第20号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされている改正前の別記様式第1号の規定による掲示又は別記様式第2号の規定による表示は、平成21年6月30日までの間は、それぞれ改正後の別記様式第1号の規定による掲示又別記様式第2号の規定による表示とみなす。

附 則 (平成31年3月15日規則第2号)

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

1 各種学校及び職業能力開発校

名称	所在地
明德予備校	山形市旅籠町三丁目2番14号
山形県立山形職業能力開発専門校	山形市松栄二丁目2番1号
鶴岡准看護学院	鶴岡市馬場町1番34号
山形県立庄内職業能力開発センター	酒田市京田三丁目57番4号

2 条例第17条の2第1項の都市公園以外の都市公園

名称	所在地
鈴川公園	山形市上山家町字沼の辺地内ほか
馬見ヶ崎河川公園	山形市小白川町三丁目地内ほか
県政史緑地	山形市旅籠町三丁目地内
悠創の丘	山形市大字上桜田地内ほか
最上川上流河川緑地	米沢市駅前二丁目地内、同市駅前四丁目地内及び同市金池地先ほか
八幡原緑地	米沢市八幡原五丁目地内ほか
大山公園	鶴岡市大山三丁目地内
赤川河川緑地	鶴岡市大宝寺字立野地内ほか
内川河川緑地	鶴岡市泉町地内ほか
西工業団地緑地	鶴岡市大宝寺字日本国地内及び同市覚岸寺字水上地内
引赤川河川緑地	鶴岡市黒川字大杉川原地内
庄内空港緩衝緑地	酒田市浜中地内ほか
最上川河川緑地公園	長井市小出地内ほか
大森緑地公園	東根市大字東根元東根字大森地内及び同市大字東根元原方字大森地内
双松公園	南陽市宮内地内
最上川中山緑地	東村山郡中山町大字長崎字中川原地内
下河原公園	北村山郡大石田町大字横山地内
最上川河川敷糠野目緑地	東置賜郡高島町大字糠野目地先

3 社会教育に関する施設

名称	所在地
山形市児童文化センター	山形市霞城町1番4号
米沢市青年の家	米沢市金池三丁目1番14号
米沢市児童会館	米沢市丸の内一丁目3番47号
山形県金峰少年自然の家	鶴岡市高坂字杉ヶ沢54番の1
鶴岡市海浜児童文化センター	鶴岡市由良二丁目14番53号
鶴岡市朝日青少年センター	鶴岡市東岩本字野中146番地
鶴岡市大鳥自然の家	鶴岡市大鳥字寿岡112番地
長井市置賜生涯学習プラザ	長井市九野本1235番地の1
山形県青年の家	天童市小路一丁目7番8号
尾花沢市徳良湖自然研修センター	尾花沢市大字延沢3636番地13
山形市少年自然の家	東村山郡山辺町大字畑谷字板橋3725番地
山形県朝日少年自然の家	西村山郡大江町大字左沢字楯山2523番地の5
山形県神室少年自然の家	最上郡真室川町大字川の内字水上山3414番5

山形県飯豊少年自然の家	西置賜郡飯豊町大字添川字関山3535番地の33
山形県金峰少年自然の家海浜自然の家	飽海郡遊佐町菅里字菅野299番地
四季の森「しらい自然館」	飽海郡遊佐町白井新田字見晴野21番地

4 その他の施設

名称	所在地
山形市勤労青少年ホーム	山形市江南一丁目1番27号
山形市総合スポーツセンター	山形市落合町1番地
鑄物町運動広場	山形市鑄物町24番
鑄物町庭球場	山形市鑄物町24番
西部運動広場	山形市大字沼木字新田948番
西部庭球場	山形市大字沼木字新田948番
立谷川運動広場	山形市立谷川二丁目959番
流通センター野球場	山形市流通センター二丁目1番
流通センター庭球場	山形市流通センター四丁目2番
福祉体育館	山形市小白川町二丁目3番33号
南部体育館	山形市小荷駄町7番110号
江南体育館	山形市江南一丁目1番27号
山形県こども館	山形市七日町三丁目1番23号
山形県あかねヶ丘陸上競技場	山形市あかねヶ丘二丁目4番1号
沼の辺体育館	山形市沼の辺町4番33号
米沢市営体育館	米沢市金池三丁目1番62号
米沢市営相撲場	米沢市金池五丁目1番36号
米沢共同福祉施設	米沢市金池三丁目1番65号
鶴岡市第二体育館	鶴岡市文園町1番8号
鶴岡市藤島体育館	鶴岡市藤の花一丁目1番地1
鶴岡市羽黒体育館	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰29番地1
鶴岡市羽黒テニスコート	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰30番地1
鶴岡市引スポーツセンター	鶴岡市三千刈字清和158番地1
鶴岡市朝日スポーツセンター体育館	鶴岡市東岩本字野中143番地
鶴岡市宝田体育館	鶴岡市宝田一丁目20番61号
酒田市北テニスコート	酒田市宮海字明治67番地
酒田市体育館	酒田市入船町3番20号
酒田市鳥海地区体育館	酒田市本楯字前田89番地の2
酒田市親子スポーツ会館	酒田市光ヶ丘二丁目1番25号
酒田市八幡体育館	酒田市観音寺字町後15番地
酒田市松山体育館	酒田市字内町6番地の2
酒田市平田B&G海洋センター	酒田市飛鳥字契約場31番地
寒河江市勤労青少年ホーム	寒河江市大字西根字石川西333番地
寒河江市市民体育館	寒河江市大字西根字石川西365番地
上山市勤労青少年ホーム	上山市南町9番1号
上山市体育文化センター	上山市けやきの森2番1号
上山市生涯学習センター	上山市東町3番61号
中川農業者等トレーニングセンター	上山市高野字念仏壇127番3
上山南部地区農業者等トレーニングセンター	上山市牧野字中原1912番

市多目的運動広場	上山市弁天一丁目358番2
村山市勤労青少年ホーム	村山市大字大久保甲610番地の2
村山市民体育館	村山市基点1034番地
楯岡スポーツレクリエーション広場	村山市楯岡鶴ヶ町一丁目1114番地の1
村山市金谷運動広場	村山市大字櫛山1340番地の1
長井市勤労青少年ホーム	長井市屋城町6番53号
長井市武道館	長井市館町北5番10号
天童市勤労青少年ホーム	天童市老野森二丁目6番2号
天童市スポーツセンター	天童市大字小関1230番地
東根市民体育館	東根市大字東根乙1119番地の1
尾花沢市文化体育施設	尾花沢市若葉町一丁目4番27号
尾花沢市体育館	尾花沢市新町三丁目5番35号
南陽市勤労青少年ホーム	南陽市三間通420番地の1
南陽市民体育館	南陽市三間通1096番地
南陽市赤湯市民体育館	南陽市赤湯212番地の1
南陽市武道館	南陽市宮内3436番地の1
南陽市沖郷公民館体育ホール	南陽市郡山1070番地の1
中山町総合体育館	東村山郡中山町いずみ2番地
中山町民テニスコート	東村山郡中山町大字長崎8038番地の4
河北町民体育館	西村山郡河北町谷地字所岡77番地
サン・スポーツランド河北	西村山郡河北町西里字根際山4376番地5
西川町民体育館	西村山郡西川町大字間沢280番地
朝日町民武道館	西村山郡朝日町大字宮宿108番地の1
朝日町民庭球場	西村山郡朝日町大字宮宿108番地の1
大江町体育センター	西村山郡大江町大字本郷丁373番地の1
町民武道館	西村山郡大江町大字本郷丁388番地
総合体育施設	西村山郡大江町大字本郷己605番地の1
旧山形県立最北高等技術専門学校体育館	北村山郡大石田町大字大石田字上の原乙510番1
舟形町B&G海洋センター	最上郡舟形町舟形字平林448番4
真室川町民武道館	最上郡真室川町大字新町239番4
安楽城地区農業者トレーニングセンター	最上郡真室川町大字大沢574番地
鮭川村立曲川総合運動場	最上郡鮭川村大字曲川192番の1
高島町営体育館	東置賜郡高島町大字高島435番地
川西町総合運動公園	東置賜郡川西町大字中小松2240番地1
小国町民総合体育館	西置賜郡小国町大字岩井沢683番地の1
飯豊町民スポーツセンター	西置賜郡飯豊町大字椿1859番地
三川農村勤労福祉センター	東田川郡三川町大字横山字堤66番地の1
町民武道館	東田川郡三川町大字横山字堤105番地
町民運動場	東田川郡三川町大字横山字堤67番地の1
三川町屋内多目的運動施設	東田川郡三川町大字横山字堤215番地
勤労者体育施設(テニスコート)	東田川郡三川町大字押切新田字豊秋258番地の4
庄内町体育センター	東田川郡庄内町狩川字大釜23番地1
庄内町テニスコート	東田川郡庄内町狩川字大釜10番地3
庄内町体操センター	東田川郡庄内町狩川字松葉4番地1
庄内町総合体育館	東田川郡庄内町余目字大塚5番地1

庄内町余目グラウンド	東田川郡庄内町余目字猿田83番地 1
庄内町武道館	東田川郡庄内町余目字猿田87番地
遊佐町民体育館	飽海郡遊佐町遊佐字鶴田29番地の 2
遊佐町農業者トレーニングセンター	飽海郡遊佐町遊佐字鶴田50番地の 3 及び51番地の 1
サン・スポーツランド遊佐	飽海郡遊佐町小原田字北川原18番地の 1

別記

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号